

香椎浜サンハイツ駐車場使用契約書

(目 的)

この契約書は、香椎浜サンハイツ駐車場及びその付帯設備（以下本駐車場という）の、管理または使用に関し、香椎浜サンハイツ住宅管理組合（以下「甲」という）と、香椎浜サンハイツ入居者（以下「乙」という）とは、「甲」が管理する本駐車場内に、「乙」の使用する自動車の月極駐車契約（以下本契約という）を、次の通り締結する。

尚、この契約は香椎浜サンハイツ住宅管理組合理約第15条1項から5項に基づき、実施されるものとする。

(駐車車輛)

第 1 条 「乙」は「甲」に次の自動車の駐車を依頼する。

車種：

車 両 番 号 :

車輛所有者の氏名：

車輜所有者の住所：

車輜所有者の電話番号： 携帯番号：

駐車位置

2. 「乙」が駐車出来る車種は乗用車、小型トラック（ライトバンを含む）及び軽自動車とする。外国製大型乗用車など、他に迷惑を及ぼす車輛は認めない。

尚、「甲」が認めた場合はこの限りではない。

3. 「乙」は、本駐車場に本契約車輛以外の駐車をする事は出来ない。

(契約期間)

第 2 条 本契約期間は、入居期間中に限る。

(使用料)

第 3 条 駐車場使用料は、月額 1, 5 0 0 円とし、各棟理事が偶数月の第 3 日曜日に集金する。

2. 契約時及び解約時ともに駐車料金は1ヶ月分とし、日割り計算による徴収及び払い戻しはしないものとする。

3. 使用料の支払開始日は本契約の締結日とする。

(入会の手続き)

第 4 条 入会申込者は、管理組合理事長より団地内有料駐車場申込書、及び車輛届用紙を受け取り自動車検査証のコピーと共に、理事会車輛係へ提出する。

入会金 500 円（入会時に徴収）

解約者は棟理事及び車輛係に届ける。

(損害賠償)

第 5 条 本駐車場及び「甲」の管理する敷地内における自動車事故、人身事故及び車輛もしくは車輛部品、車内の遺留品、積荷等の盗難及び火災などによって生じた損害、並びに天変地変その不可抗力による損害などについて、「甲」及び「甲」の指定する者（以下管理者という）は賠償の責任を一切負わない。

2. 「乙」またはその関係者（同乗者を含む以下単に「乙」という）が、故意または過失によって本駐車場の諸施設及び付属施設に損害を与えた時は、「乙」は直ちにその損害を「甲」もしくはその所有者に賠償しなければならない。

（使用料の変更）

第 6 条 第 3 条に定めた駐車料金については、「甲」は経済事情により、駐車料金を総会の決議により変更する事が出来る。

（使用料の返却）

第 7 条 「甲」は、「乙」がその月の内（駐車料金を支払った期間）駐車しない日がある場合も納入した駐車料金は返却しない。

（禁止行為）

第 8 条 「乙」は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （ 1 ） 本駐車場を損耗するような行為をする事。
- （ 2 ） 本駐車場内での火気の使用及び可燃物・爆発物の使用及び搬入をする事。
- （ 3 ） 駐車車両を汚損もしくは破損し、またその恐れのある行為をする事。
- （ 4 ） 指定された場所以外に駐車する事。
- （ 5 ） 周辺環境を乱す悪臭、騒音を発する行為をする事。
- （ 6 ） 本駐車場に自動車以外のものを置く事。
- （ 7 ） 本契約に基づく駐車場使用の権利を譲渡、「（もしくは転貸）」を削除 H26.5.18 改正）または担保に供する事。
- （ 8 ） 本駐車場に、日覆その他の工作物を構築するなど、本駐車場の現状を変更する事。
- （ 9 ） 前各号の他、管理上の必要により「甲」の禁止した行為をする事。

（契約の解除）

第 9 条 「乙」が次の各号の項目に該当するときは、「甲」が催告無くして直ちにこの契約を解約する事が出来る。

尚、この場合、既に納入した駐車料金は返却しないものとする。

- （ 1 ） 本契約に違反したとき。
- （ 2 ） 「甲」の決定事項に違反したとき。
- （ 3 ） 本駐車場の管理上の秩序を乱したとき。
- （ 4 ） 所定の使用料を 3 ヶ月以上滞納したとき。

（中途解約）

第 10 条 本契約期間中に解約しようとするときは、互いに 30 日前までに書面をもって予告するものとする。

この場合、「甲」・「乙」共に異議を申し立てないものとする。

2. 「甲」より本駐車場の明け渡しの申し出を受けた場合、「乙」は契約期間及び解約理由の如何を問わず、「甲」の申し出より 1 ヶ月以内に契約を解約し、「甲」に明け渡さなければならないものとし、「乙」はこれに伴う損害賠償ほか、一切の請求を行わないものとする。

(協議事項)

第11条 この契約に定めのない事項については、「甲」「乙」互いに誠意を持って協議の上決定する。

(契約内容の変更)

第12条 「乙」は車輛買換等、この契約内容に変更が生じた場合、「甲」の定める書類を棟理事及び理事会車輛係へ届け出なければならない。

(特約事項)

第13条 駐車証明の発行は、理事会車輛係へ申し出て、理事長の証明を受け交付する。

(その他)

この契約に関して生じた「甲」・「乙」間の紛争については、福岡地方裁判所を管轄裁判所とする。

年 月 日

「甲」 香椎浜サンハイツ住宅管理組合

「乙」氏名： _____ 印

住所： _____

電話番号： _____ 携帯番号： _____